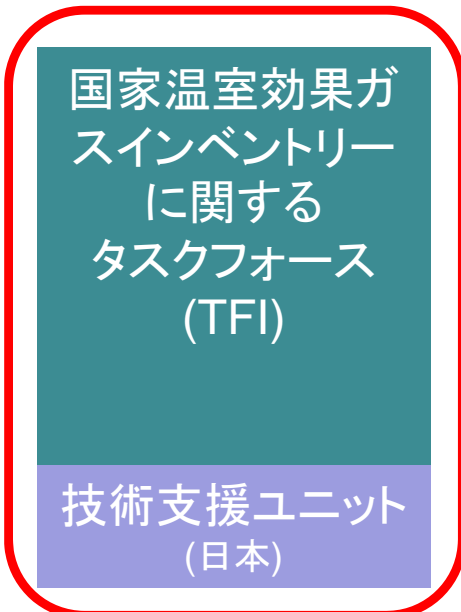
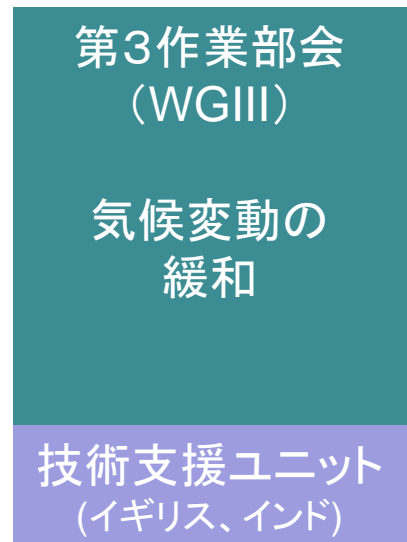


IPCCの構造



IPCC 事務局
(在スイス・ジュネーブ)

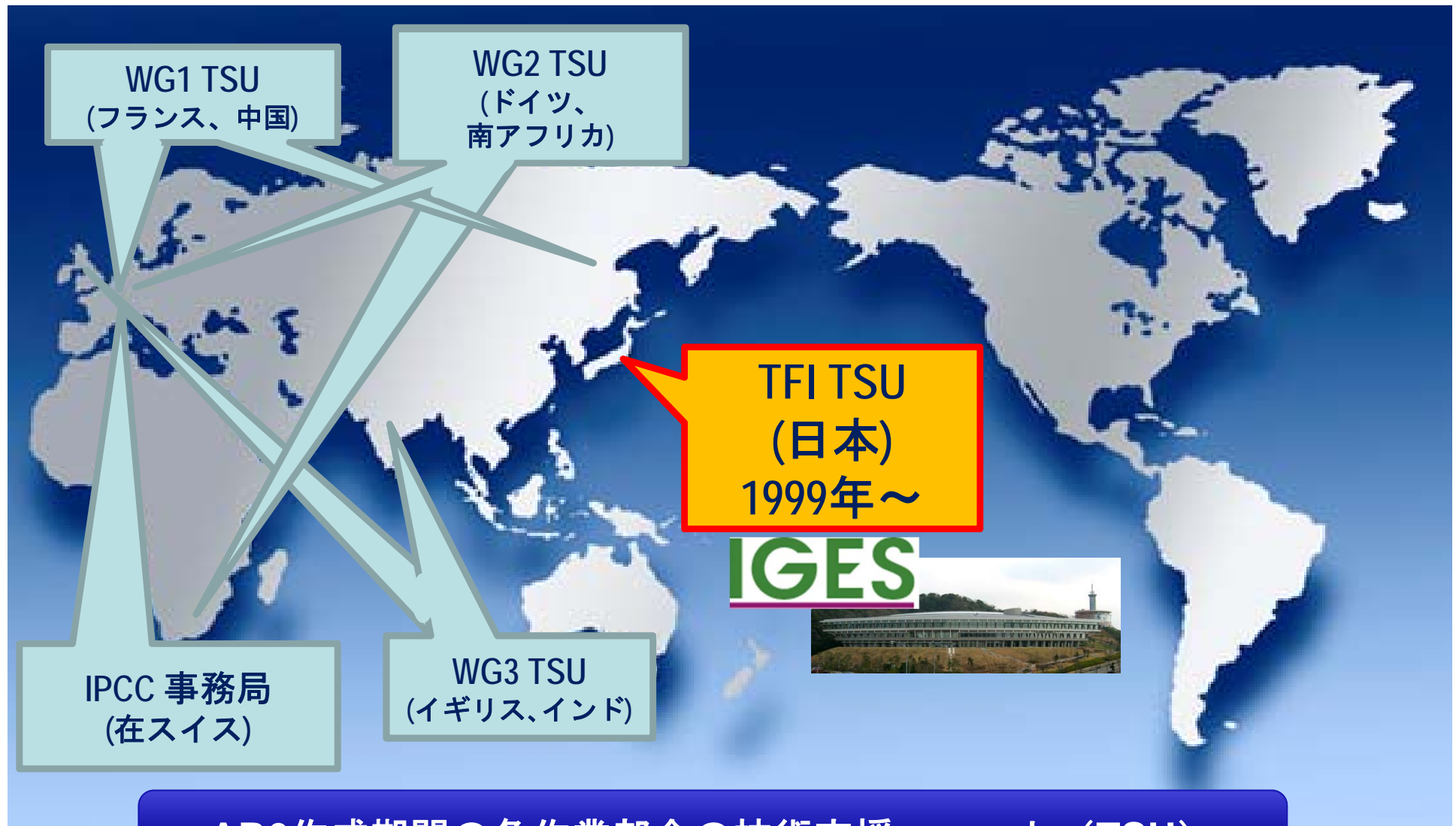


執筆者、査読者 等の専門家

世界中の国が使う温室効果ガス排出・吸収量算定方法を開発



TFIのTSUは日本に設置されている



パリ協定と温室効果ガスインベントリー

- 各国がお互いを信頼してパリ協定を着実に実施していくためには、（緩和）行動に関する**透明性を確保する枠組み**の強化が必要。
- そのためには**良質で信頼できる温室効果ガスインベントリー（排出量データ）**を世界各国が作成・報告することが必要不可欠。
- パリ協定第13条7項
 - すべての締約国は、定期的に温室効果ガスの人為的な排出量及び吸収量の国家インベントリー報告書を提出しなければならない。
- CMA1決定
 - すべての締約国は、インベントリーを作成する際、**2006年版IPCCガイドライン**、また、**その更新・改良版**がIPCCにより作成されCMAが合意した場合はそのガイドラインを、使わなければならない。



2019年5月完成を目指し、IPCCが作成中

COP24/CMA1-3 では . . .

メインプレイヤー（政府代表・交渉官）ではなく、
メインプレイヤーの議論を支援する立場として。。。

- IPCCのイベントに参加
 - インベントリータスクフォース
 - 1.5°C特別報告書
- 透明性関連イベントに参加
 - 衛星観測データの活用
 - パリ協定透明性枠組み制度設計
 - 途上国の能力開発
- UNFCCC（SBSTA）とIPCCの協力に関する検討会議に参加
- 関連議題の交渉に注目
 - 透明性（パリ協定13条）
 - グローバルストックテイク（パリ協定14条）
 - IPCC1.5°C特別報告書関連

